

中央区交通環境改善支援事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、中央区の区域内（以下「区内」という。）の交通環境改善に係る事業に対する助成をすることにより交通環境の改善を促進し、もって居住環境、商業及び観光に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 総合案内事業 区内駐車施設、バリアフリー対応施設、区内における交通規制、その他交通環境改善に係る事項について、案内及び誘導等を行う事業をいう。
- 二 駐車施設改善事業 区内の駐車施設（新規にあつては、設置しようとするもの）のバリアフリー工事及び車両を区内駐車施設に誘導する為に必要な諸設備の設置工事を行う工事をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、中央区銀座一丁目から銀座八丁目とする。

- 2 区長は、前項の適用範囲を決定し、追加し、又は変更しようとするときは、その旨を告示するものとする。

第2章 総合案内事業助成

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、交通改善に寄与する目的で総合案内事業を行うものとする。

(助成対象項目)

第5条 助成対象項目は、総合案内事業に必要なものとし、次に掲げるものとする。

- 1 施設整備費
 - 一 施設賃貸料（自らが所有する施設の場合は除く）及び共益費
 - 二 電気器具購入費
 - 三 什器購入費（リースの場合はリース料）
- 2 運営費
 - 一 人件費
 - 二 光熱水費
 - 三 通信費
 - 四 事務機器購入費（リースの場合はリース料）
 - 五 消耗品費
 - 六 図書費
- 3 維持管理費
 - 一 修繕費
 - 二 清掃費
- 4 その他区長が交通環境改善に必要と認める事業

(助成額)

第6条 助成額は、前条に規定する項目に係る費用の全額（100円未満のは数があるときは、切り捨てる。）を予算の範囲内で助成するものとする。

(年間事業計画書)

第7条 助成対象者は、総合案内事業の運営について、次に掲げる内容を記載した事業計画書を提出し、事前に区長と協議しなければならない。

- 一 設置者氏名（団体等の場合は、代表者）
- 二 案内所設置場所
- 三 運営組織の組織表
- 四 事業内容
- 五 経費の見積書
- 六 その他区長が必要と認めるもの

(助成申請)

第8条 助成対象者は、別記第1号様式による交通環境改善支援事業助成申請書に、前条の規定により協議済みの事業計画書を添えて区長に申請することができる。

(資格審査及び助成者の決定)

第9条 区長は、前条の申請書を審査し、交通環境改善委員会の協議を経た後、別記第2号様式による交通環境改善事業助成決定通知書を助成対象者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第10条 助成対象者は、第8条の申請書及び事業計画書の記載内容に変更が生じた場合又は総合案内事業を取り止める場合は、別記第3号様式による交通環境改善支援事業助成変更（中止）届により区長に届け出なければならない。

(助成対象者の決定の変更等)

第11条 区長は、前条の規定による届出を受理した場合は、第9条の決定通知書の内容を変更し、又は取消す旨、別記第4号様式による交通環境改善支援事業助成変更（取消し）決定通知書により助成対象者に通知するものとする。

(年間事業計画書)

第12条 助成対象者は、毎年度、第7条の年間事業計画書を区長に届け出なければならない。

(交付決定)

第13条 区長は、前条の年間事業計画書により当該年度における助成額を決定し、別記第5号様式による交通環境改善支援事業助成金交付決定通知書を助成対象者に通知するものとする。

(請求及び助成金の交付)

第14条 前条の交付決定通知書を受けた助成対象者は、別記第6号様式による請求書を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を助成対象者に交付するものとする。

(助成金の精算報告書)

第15条 助成対象者は、交付した年度の3月末日までに別記第7号様式による交通環境改善支援事業精算報告書に第5条に規定する項目ごとに経費内訳書を添えて区長に報告しなければならない。

- 2 助成対象者は、助成金を交付した年度の途中で総合案内所を廃止したときは、速やかに前項の規定による報告を行わなければならない。

(助成金の精算)

第16条 助成対象者は、前条の精算報告書に記載する金額が、第14条の規定により交付された助成金を下回る場合は、その差額を区長に返還しなければならない。

- 2 助成対象者は、前条の精算報告書に記載する金額が、第14条の規定により交付された助成金を上回る場合は、その差額を請求することはできない。

(報告及び調査)

第17条 区長は、第15条の精算報告書の内容に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対し必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。この場合において、助成対象者は、これに協力しなければならない。

(交付決定の取消等)

第18条 区長は、助成対象者が次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申込みその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、助成金の全額の返還を求めることができる。

第3章 駐車施設改善事業助成

(助成対象者)

第20条 助成対象者は、交通改善に寄与する目的で駐車施設改善事業を行うものとする。

(助成対象項目)

第21条 助成対象項目は、次に掲げる改修工事とする。

- 一 駐車場内及び当該駐車場への歩行用通路の段差解消等による確保、駐車場に連絡する車椅子用の昇降設備設置及び手すり設置等のバリアフリー工事
- 二 利用者の安全確保を目的とした監視カメラ及びインターホン設備等設置工事
- 三 車椅子利用者を対象とした駐車スペースの確保に関する工事
- 四 駐車場に付随する便所の手すり設置等のバリアフリー工事
- 五 車椅子利用者が利用できる旨を記載した表示の設置工事
- 六 駐車場の満車空車の情報をカーナビゲーションシステム等に表示するシステムの設置工事
- 七 その他区長が交通環境改善に必要と認める工事

(助成額)

第22条 助成額は、前条各号に規定するものに係る費用に3分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）又は助成限度額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で助成する。

2 前条の助成項目を、2以上同時に行った場合の助成額は、それぞれの項目ごとに係る費用に3分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）又は助成限度額のいずれか低い額とする。

(助成限度額)

第23条 助成限度額は第21条各号ごとに、1,000千円とする。

(助成申請)

第24条 助成対象者は、工事を実施する1か月前までに別記第1号様式による交通環境改善支援事業助成申請書に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- 一 工事の概要書
- 二 見積書の写し
- 三 工事工程表
- 四 その他区長が必要と認める書類

(資格審査等)

第25条 区長は、前条の申請書を審査の上、別記第2号様式による交通環境改善支援事業助成決定通知書を助成対象者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第26条 助成対象者は、前条の通知書を受けたときから工事が完了するまでの間において、第24条の申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたとき又は工事を中止したときは、別記第3号様式による交通環境改善支援事業助成変更(中止・廃止)届を区長に届け出なければならない。

(助成対象者の決定の変更等)

第27条 区長は、前条の規定による届出を受理した場合は、第25条の決定通知書の内容を変更し、又は取消す旨を、別記第4号様式による交通環境改善支援事業助成決定変更(中止・廃止)通知書により助成対象者に通知するものとする。

(報告書)

第28条 助成申請者は、工事等完了時に別記第8号様式による交通環境改善支援事業報告書に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- 一 請負契約書の写し
- 二 工事写真
- 三 助成対象項目の経費内訳書
- 四 その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第29条 区長は、第28条の報告書の内容を審査の上、相当と認めるときは、助成金の額を決定し、別記第5号様式による交通環境改善支援事業助成金交付決定通知書により助成対象者に通知するものとする。

(請求書及び助成金の交付)

第30条 前条の交付決定通知書を受けた助成対象者は、別記第6号様式による請求書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第31条 区長は、交通環境改善事業の助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対し、必要な事項について、報告を求め、又は調査することができる。この場合において、助成対象者は、これに協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第32条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第29条の規定による交付決定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申込みその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第33条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、助成金の全額の返還を求めることができる。

第4章 雑則

(細部施行)

第34条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2章は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区交通環境改善支援事業要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。